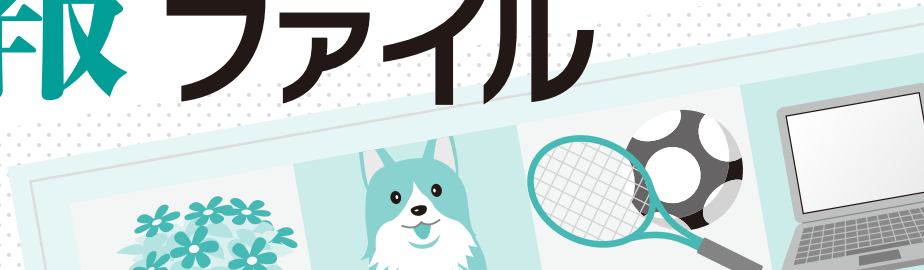


情報ファイル

information file



税

事業を営まれている皆さんへ
償却資産申告書を
提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

- ① 構築物（建物附属設備を含む）
門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など
- ② 機械および装置
旋盤、ボール盤、フライス盤など
- ③ 船舶
ボート、漁船など
- ④ 航空機
セスナ、ヘリコプターなど
- ⑤ 車両および運搬具
手押し車、動力運搬車など（自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除きます）
- ⑥ 工具・器具および備品
工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

これらの資産を所有している方は、平成25年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(木)まで

に申告してください。
なお、平成25年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しましたが、平成24年中に新しく事業をはじめた方や申告書が届かなかった方は、税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用して電子申告ができます。
詳しくは
エルタックスホームページ
<http://www.atax.jp/>
サポートデスク電話番号
0570-081459

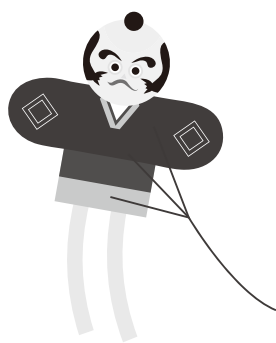
提出・問合せ先
税務グループ
☎5211111（内線245・258・244）

家屋を取り壊したら
連絡してください

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務グループまで連絡をお願いします。
昨年取り壊した家屋については、来年度から課税されませんので、面積の大小にかかわらず連絡をお願いします。電話連絡も受け付けています。
ただし、滅失登記済みの場合

や、家屋調査の際に申し出をした場合は不要です。

問合せ先
税務グループ
☎5211111（内線245・258・244）



保存版 高浜市にお住まいの皆様限定
司法書士法人 赤野事務所
代表司法書士: 赤野 珠
愛知県名古屋市中村区国武1-11-7 K's apt401号

もし、お金が戻ったら…
100人いれば、100通りの解決方法がある
赤野事務所では、相談者様1人1人の内容をよく聞き取り、適切な解決方法をご提案いたします。

ケース1 過払金返還請求
過去に借入れをして、完済した事はありませんか？

ケース2 任意整理・破産・個人再生
借入れをして、何年も返済で苦しんでませんか？

まずはお気軽にお電話ください。
他、不動産登記・法人登記・訴訟代理・相続問題等

今なら相談無料
午前9時～午後7時(土日祝可)
赤野事務所(岐阜)
<http://akano-law.com>

0120-316-830

※司法書士法第3条に定める代理権は、訴訟額の140万円以内です。